

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2013-100128

(P2013-100128A)

(43) 公開日 平成25年5月23日(2013.5.23)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>B 6 5 D 83/04 (2006.01)</b>	B 6 5 D 83/04 D	3 E 0 6 7
<b>B 6 5 D 75/34 (2006.01)</b>	B 6 5 D 75/34	4 C 0 4 7
<b>A 6 1 J 1/03 (2006.01)</b>	A 6 1 J 1/00 3 7 0 A	

審査請求 未請求 請求項の数 4 書面 (全 5 頁)

(21) 出願番号 特願2011-258244 (P2011-258244)  
 (22) 出願日 平成23年11月8日 (2011.11.8)

(71) 出願人 000206093  
 大森機械工業株式会社  
 埼玉県越谷市西方2761番地  
 (72) 発明者 阿部 真一  
 埼玉県越谷市西方2761番地 大森機械工業株式会社内  
 Fターム(参考) 3E067 AA17 AB82 AC04 BA34A BB12A  
 BB14A BB25A BC07A CA04 EC08  
 EE59 FB04 GD03  
 4C047 AA25 BB04 BB22 CC15 GG23

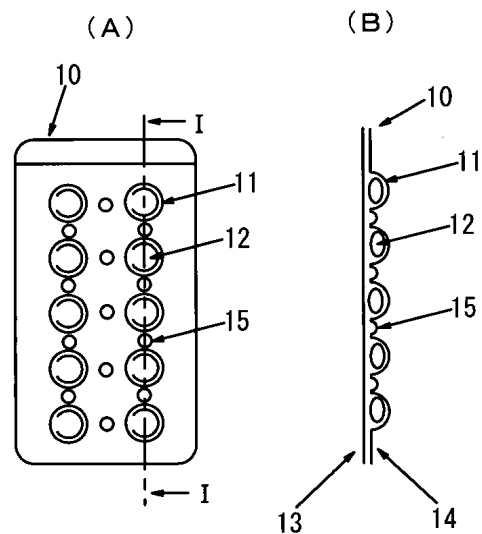
(54) 【発明の名称】 包装体

(57) 【要約】

【課題】 包装体のまま飲み込む誤飲事故を防止する包装体を提供する。

【解決手段】 複数のポケット部11が形成された容器フィルム13に蓋フィルム14を取着してポケット部11を密封した包装体10について、一のポケット部11と、これに隣り合う少なくとも一つの他のポケット部11と間に突起部15を設ける。

【選択図】 図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

複数のポケット部が形成された容器フィルムに蓋フィルムを取着して前記ポケット部を密封した包装体であって、  
一の前記ポケット部と、これに隣り合う少なくとも一つの他のポケット部との間に突起部が設けられていることを特徴とする包装体。

**【請求項 2】**

前記突起部は前記容器フィルムを突出させてなるものであることを特徴とする請求項 1 記載の包装体。

**【請求項 3】**

前記突起部が平面視円形に形成されていることを特徴とする請求項 2 記載の包装体。

**【請求項 4】**

前記ポケット部が錠剤を収容するものであることを特徴とする請求項 1 乃至 3 記載の包装体。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、医薬品や菓子等の製品を包装する場合に用いられる包装体に関する。

**【背景技術】****【0002】**

一般に、カプセルや錠剤タイプの薬剤或は粒状の菓子等の包装体としては、プラスチックシート等の第 1 のシートに薬剤等を収納するための複数のポケット部を整列的に形成し、各ポケット部に薬剤を収納した後、アルミシート等の第 2 のシートを取着してポケット部を密封する形態のものがある。そして、ポケット部の間にはミシン目やハーフカット等の切り離し線が形成されていて、所定数のポケット部を有するシート片毎に分離できるようになっている。ところで、このように小さなシート片に分離することができる包装体において、取り分け 1 錠分毎のシート片に分離できる包装体にあっては、誤ってシート片のまま服用してしまうことがある。特に薬剤の大きさが小さいとシート片の形状も小さくなるので、高齢者が服用の際にシート片のまま飲み込んで食道等を傷つけてしまう誤飲事故が発生している。そこで、特許文献 1 にある包装体では 1 回（1 回で複数錠を服用する場合）のもしくは 1 日の服用錠数毎にまとめて分離できるように切り離し線を設けて、シート片が小さくならないようにした包装体が提案されている。

**【先行技術文献】****【特許文献】****【0003】**

【特許文献 1】 実用新案第 3018024 号

**【発明の概要】****【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

しかしながら、特許文献 1 にある包装体であっても、切り離し線が入っていない箇所を鋏でカットして 1 錠分のシート片に分離し、そのシート片を服用してしまう可能性がある。

**【0005】**

本発明はこのような事情に鑑みてなされたものであり、その目的は、小さなシート片に分離しにくくすることでポケット部から製品を取り出して服用又は喫食することを促し、誤飲事故の発生を防止する包装体を提供することにある。

**【課題を解決するための手段】****【0006】**

本発明の請求項 1 に係る包装体は、所期の目的を達成するために下記の問題解決手段を特徴とする。すなわち請求項 1 に記載の包装体は、複数のポケット部が形成された容器フィルムに蓋フィルムを取着して前記ポケット部を密封した包装体であって、一の前記ポケ

10

20

30

40

50

ット部と、これに隣り合う少なくとも一つの他のポケット部と間に突起部が設けられていることを特徴とする。この請求項1の包装体によれば、ポケット部の間を鋏などで切断しようとした際に突起部があることで切りづらい印象を与えることができる。突起部は、一のポケット部と、これに隣り合う少なくとも一つの他のポケット部との間に設けられているため、ポケット部が1つだけの小さなシート片に分離させないようにすることができる。なお、突起部は一つのポケット部と他のポケット部とを結ぶ直線上に必ずしも位置している必要はなく、例えば、包装体の外縁寄りにずれた位置であってもかまわない。また形状についても限定するものではないが、切断を誘発するおそれのある形状は不適である。

【0007】

請求項2に記載したように、突起部は容器フィルムを突出させてなるものとすることができる。こうすれば、容器フィルムにポケット部を形成すると同時に突起部を形成することができる。また、請求項3に記載したように、突起部を平面視円形に形成することで成型型の構造が複雑になることを避けることができる。また、請求項4に記載したように、ポケット部が錠剤を収容するものであれば、錠剤を服用する際のシート片の誤飲を防止することができる。

【発明の効果】

【0008】

本発明に係る包装体は、突起部によって鋏などの刃物による切断を思い止まらせることができ、ポケット部から製品を取り出して服用又は喫食するよう仕向けることができるので、シート片の誤飲事故を未然に防ぐことができる。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】本発明の第1実施形態による包装体であり、(A)は包装体の平面図であり、(B)は(A)図における包装体のI-I矢視断面図である。

【図2】本発明の第2実施形態による包装体の平面図

【図3】本発明の第3実施形態による包装体の平面図

【発明を実施するための形態】

【0010】

(第1実施形態)

以下に、本発明に係る包装体の実施の形態について、錠剤用のPTP包装体を例にして第1～3図を参照して説明する。第1図は本発明に係る包装体の実施例を示す平面図であり、(B)図は(A)図中のI-I矢視断面図である。第1図に示すように、薬剤の包装体10はPVCやCCP等のプラスチックフィルムの一方の面に突出して形成された、複数のポケット部11が2列に成形されている容器フィルム13と、これに重ね合わされて熱溶着によるシールが施されポケット部11を密封する、アルミ箔シート等からなる蓋フィルム14からなる。なお、蓋フィルム14は、プラスチックフィルムであっても良い。

【0011】

各ポケット部11には錠剤12が収容されている。そして、ポケット部11の各列において隣り合うポケット部11の間には突起部15が設けられており、さらに、二つの列間において横並びの状態に隣り合っているポケット部11の間にも突起部15が設けられている。突起部15は容器フィルム13のポケット部11を形成する際に、同時に容器フィルム13を円形に突出させて形成したものである。円形であれば、成型型が製造しやすくコストを抑えることができる。このように形成されている包装体10には、複数のシート片に分離するためのミシン目や切り目が設けられておらず、服用の際には錠剤12をポケット部11から一つずつ取り出して服用する。万が一、使用者が包装体10を1錠分毎のシート片に分離して服用しようとした場合でも、ポケット部11の間に突起部15があるため切りづらいと思わせ、鋏などによる切断を思い止まらせることができる。これにより、錠剤12をポケット部11から取り出して服用するよう仕向け、シート片の誤飲事故を未然に防ぐことができる。なお、突起部15は円形に限らず、三角形、四角形、五角形等の多角形であっても良く、星型、線状などの任意の形状であっても良いが、切断を誘発

するおそれのある形状は不敵である。

【 0 0 1 2 】

本発明の包装体 1 1 では、ポケット部 1 1 の形状を円形としたがこれに限らず、三角形、四角形、五角形等の多角形であっても良く、星型などの任意の形状であっても良い。また、ポケット部 1 1 を全て同じ形状としたが、これに限らず、複数の形状のポケット部 1 1 であっても良い。また、ポケット部 1 1 の形状、および大きさは適宜に選択し得る。更にまた、ポケット部 1 1 の配置については、規則正しく配置する必要はなく、ランダムに配置してももちろん良い。また、突起部 1 5 はすべてのポケット部 1 1 間に設ける必要はなく、1 錠分のシート片に分離ができなければ良い。

【 0 0 1 3 】

( 第 2 実施形態 )

包装体の基本的な構成は、第 1 実施形態の包装体 1 0 と同様であるため、重複する部分については説明を省略する。図 2 の第 2 実施形態に係る包装体 2 0 は、複数のポケット部 2 1 が 2 列に成形されており、2 つの列間において横並びの状態隣り合うポケット部 2 1 の間に突起部 2 5 を設けられている。この場合、包装体 2 0 を幅方向に 2 錠分のシート片に切断することは可能であるが、このシート片のポケット部 2 1 の間には突起部 2 5 が設けられているため、1 錠分ごとのシート片には切断し難くなっている。

【 0 0 1 4 】

( 第 3 実施形態 )

図 3 の第 3 実施形態に係る包装体 3 0 は、複数のポケット部 3 1 が 2 列に成形されており、各列において隣り合うポケット部 3 1 の間に突起部 3 5 が設けられている。この場合、包装体 3 0 を長さ方向に切断し 5 錠分のシート片に分離することは可能であるが、ポケット部 3 1 間に突起部 3 5 が設けられているため、1 錠分のシート片には分離し難くなっている。

【 0 0 1 5 】

なお、本発明に係る包装体を製造するにあたっては、例えば特開 2 0 1 1 - 2 0 6 8 4 の [ 図 3 ] に開示されている複数の充填ユニットを有する充填装置で製造することができる。

【 0 0 1 6 】

本発明に係る包装体を実施の形態は、錠剤用の P T P 包装体であるが、被包装物は飴やガム等の菓子を含む食品であっても良い。

【 符号の説明 】

【 0 0 1 7 】

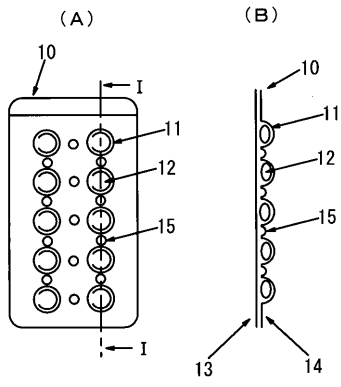
- 1 0、2 0、3 0 包装体
- 1 1、2 1、3 1 ポケット部
- 1 2、2 2、3 2 錠剤
- 1 3 容器フィルム
- 1 4 蓋フィルム
- 1 5、2 5、3 5 突起部

10

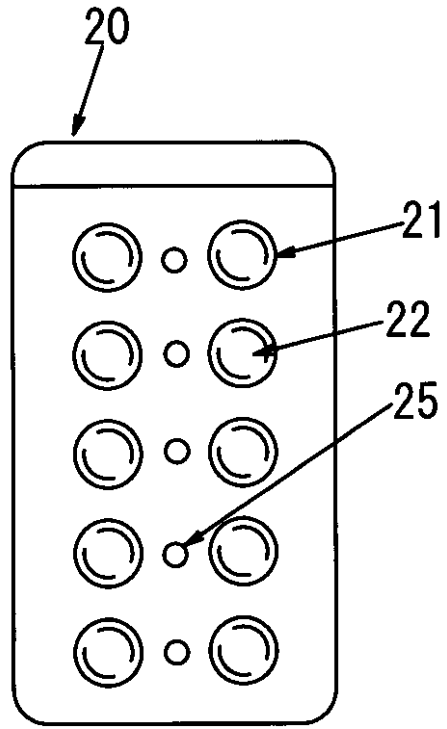
20

30

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

